四万十町教育委員会会議録(令和7年7月定例会)

- 1. 日 時 令和7年7月8日(火)午前9:00~午前10:55
- 2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室
- 3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 谷口和史 野中裕子 西谷史

事務局 教育次長兼学校教育課長 川上武史

生涯学習課 課長 今西浩一

学校教育課 副課長 真城和也 係長 都築桂

研修指導員 森田美春

教育研究所 所長 野村泰子

4. 傍聴者

0名

- 5. 日 程
- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3)会議録署名委員の指名 (谷口委員)
- (4) 議題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について
 - ② 議案第1号 四万十町一時預かり保育事業実施要綱の改正について
- (5)協議事項

なし

- (6) 報告事項
 - ① 四万十町保育所苦情受付相談委員の委嘱について
- (7) その他
 - ① 令和6年度四万十町教育委員会自己点検・自己評価について
 - ② 学校訪問の総括について
 - ③ 今後の日程について

6. 議事

川上教育次長: ただいまから7月の定例教育委員会を始めたいと思います。お手元の次第に従って進め させていただきます。

教育長 : それでは、日程3会議録署名委員の指名でございます。本日の会議録署名委員は谷口委

員にお願いしたいと思います。

谷口委員: はい。

教育長: よろしくお願いをいたします。

それでは、日程4議題に入りたいと思います。「承認第1号専決処分の承認について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より「承認第1号専決処分の承認について」、を説明する。)

教育長: ただいま説明がありました。これまで、災害にあった家庭において教科用図書の給与に関しましては、それほどはなかったですが、平成26年の洪水災害・浸水は災害救助法、上位法、国の法に基づいて教科用図書等の無償給与、追加で給与する分はありましたけど、今回は火災によって焼失した教科用図書等については要綱がなかったわけです。今回第2条の(2)第2号に「火災又は消火活動による水損」を項目に入れて要綱を制定したという案件でございました。現在、令和5年度から副教材を小学校1万円、中学校1万5千円を町が購入支援をしていますけど、被害があった場合には、再給与するということでございます。この件について、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

谷口委員: この火災の規定は、例えば出火元が自分の家であっても、あるいは他人から被害被って もそれは関係ないか。火災ということについていえば該当するということか。

教育長 : そうですね。延焼ということで。

谷口委員: 火災で出火元が自分の家であってもかまわないということですね。

教育長 : そうですね。火災なので。

大規模な火災については、災害救助法とか上位法が適用される場合がありますけど、一 戸だけ焼けて、何軒か焼けたり火事になったりする家庭の支援をする。

谷口委員: ないとは思いますが、学校行くのが嫌で教科書だけ焼いたとしたら。

横山委員: 今はいじめとかそういったので、教科書破られた、失くされたとか隠されてなくなった とか。

町外に通っている生徒も対象となっているので、町内でしたらこういう制度があるとわかりやすいが、町外に行かせている保護者からしたら、滅多にこういうことはないでしょうが、周知は必要じゃないかなと。

川上教育次長: 火災が起こったら、○○で火災が起こりましたと消防からも情報提供があるので、個別にそこは言うことが可能。その辺全体が焼けるとなると大規模火災になるので、それは災害救助法の対象となってくるので、単体の場合は、ピンポイントでその家という形なので、その家に子どもがいらっしゃる、いらっしゃらないというのは、その時点で分かるお話なので、個別対応は可能かなという。

横山委員: あそこのおうちは町外へ通っているっていうのも判断できるのですよね。

川上教育次長: その辺で判断できると思います。周知することは、当然したらいいと思いますけど、な お個別対応が可能という。レアケースなので、そこは漏れが発生するということは基本的に ないという風に考えております。

教育長 : ほか何かございませんでしょうか。それでは、「承認第1号専決処分の承認について」は、 ただいま提案理由の説明がありました。3ページの要綱原案のとおり、承認していただけ ますでしょうか。

全委員: はい。

教育長 : 続きまして、「議案第1号四万十町一時預かり保育事業実施要綱の改正について」を議題 といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より「議案第1号四万十町一時預かり保

教育長 : ただいま説明がありました。この件について、質問・ご意見等あればお願いをいたしま

西谷委員: 8ページと27ページの6ヶ月の「ヶ」が抜けている所がある。生後6月。8ページの上から2行目生後6ヶ月。

今西課長: これは法の用語的に「ヶ」をきる。生後1月、2月、3月の6月の意味になるので、利用者さんに向けては生後なんヶ月と表記した方がわかりやすいかと思うが、ここについては、この書き方になります。

西谷委員: この書き方になるんですね。わかりました。ありがとうございます。

教育長 : 行政・法制上、「ヶ月」は書かない。

西谷委員: 書かない。なるほど。

横山委員: 自分も少しわかりづらい所があったような気がしていて、18ページに間違ってはないと思うのだが、第5条の2項の2行目の「午前・午後のそれぞれにおいて」という、「それぞれ」というのが少しわかりづらい。午前も午後も両方1時間延長ができるみたいに、ぱっと読めば取れた。前回は、お昼に1時間半の間があったので、午前・午後の半日の人などは午前で1時間延長するというのができるし、これ1日の区分も午前とか午後の区分も1時間の延長はできるのですよね。

今西課長: そうです。基本的には20ページの表を見ていただければ。1日の利用が朝の8時半から 夕方の4時半まで。午前の半日利用というのがお昼の12時半まで。午後については、今ま では午後2時から5時だったのが、0時半から4時半。要は今回8時半から4時半までの 間をぴったり0時半で午前と午後に振り分けてそのうえで、さっきの分かりにくいという ご指摘を受けた、午前の部の時間と午後の部の時間を1時間以内それぞれ1時間ですので、 トータルでは2時間延長が最大可能ということで、朝であれば7時半から午後であれば5 時半。午前と午後それぞれにおいてというのはそういう意味になってまいります。

横山委員: 可能なのですか。

今西課長: そうです。

横山委員: トータル1時間しかできないのかなと思って。

今西課長: トータルでというところ、元々の規定自体もそれぞれにおいて1時間以内ということですので、午前で1時間・午後で1時間延長ができるということになっています。

教育長 : 最大7時半から5時半まで可能ということで。

今西課長: そうです。

横山委員: それならいいね。

今西課長: ほかに書き方もあるかもしれませんが、それぞれでできるということを。

横山委員: それぞれが正しいのであれば両方取れないのかなと思ったので。午前か午後で1時間と か。1日及び半日の場合1時間、両方取れるということなのでわかりました。

教育長 : はい。ほかございませんでしょうか。はい、7月1日から実施させていくということで、 取り扱いをしたいというところです。それでは、「議案第1号四万十町一時預かり保育事業 実施要綱の改正について」は、ただいま説明がありました、原案のとおり承認していただ けますでしょうか。

全委員: はい。

教育長 : 続きまして、日程5協議事項はございません。日程6報告事項に移りたいと思います。 「四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について」を報告案件といたします。事務局より

(事務局より「報告事項①四万十町保育所苦情 受付相談員の委嘱について」、を説明する。)

教育長 : ただいま、服務関係について説明がありました。この件について、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。「報告①四万十町保育所苦情受付相談員の変更(委嘱)について」は、ただいま報告があったとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

日程7その他に移りたいと思います。「①令和6年四万十町教育委員会自己点検・自己評価について」を協議案件とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より「その他①令和6年四万十町教育委員会自己点検・自己評価について」、を説明する。)

教育長 : 自己点検・自己評価の報告書資料の案件でございます。第2期四万十町教育振興基本計画の基本書に基づく政策と基本事業で振り分けもしておりますが、全体的なレイアウトも含め、もっと見やすく簡素にしたらいいとかご意見を含め、見やすく・読みやすくを論議していきたいと思います。これまでの分を少し振り分けて、また中身も少し文言も変えています。各自治体なり、教育委員会では色んな様式・デザイン的なところがありますが、これで作成をしてます。この報告書と資料が一体型になったところもありますし、こう別々になったところ、より詳しい資料を付けていくとは思いますけど、まず我々が自己点検・評価できることが1番ですので、色々見ていただき、できるだけ簡素に見やすくできたらと思いますので、またご意見を賜りたいと思います。

真城副課長: 現状今色がついていない部分について修正をある程度1回見て、これでいいんじゃないかという思いで直させてもらっています。色の付いている部分については、まだまだ見直しが必要な部分という考えで残していますので、ご確認をいただけたらと思います。以上です。

教育長 : よろしいでしょうか。また、時間があるときに目をとおしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。かなりボリュームもありますね。去年の1年間の振り返りですので、ぜひよろしくお願いします。

教育長 : 続いて、「②学校訪問の総括について」を協議・意見交換とさせていただきます。お手元 に学校訪問反省会というクリップ留めがあるかと思います。そのクリップ留めの最後の方 に皆さんには、学校訪問においてご意見等いただきました分について森田先生にまとめて いただいております。そこで、この反省会・レジュメに従って少し協議意見交換ができれ ばと思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは、反省会のレジュメで進めて いきたいと思いますので、森田研修指導員の方から進行お願いします。

(森田研修指導員より「その他②学校訪問の総括について」、を説明する。)

無冊階間: おはようございます。今年度学校訪問5日間の日程で行いましたが、ご協力ありがとう ございました。教育長からもありましたとおり、時期について・訪問時間・協議内容・学 校の様子・気づいたことまた、来年度に向けて申し送り必要なことがありましたら、順に ご意見出していただきますようお願いします。それではまず1の「時期について」、昨年度 同様計5日間本年度も行いました。昨年に比べると遅いスタートではありましたが、6月17日・19日・20日・26日・30日の計5日間の実施になりましたが、この時期については、ちょっと蒸し暑い日もありましたがどうだったでしょうか。また、給食等も大正・十和地区では食べていただくというところも取り入れましたが、その辺もご意見いただけたらと思います。

谷口委員: いいんじゃないですか時期は。学校に合わせてやらないといけないからね。

教育長 : 6月のこの時期に実施した方が、年度初めの状況から経営・計画・目標的なところもお 聞きできますので。6月実施で。

横山委員: 一つかまいませんか。6月実施でいいと思います。来年は強攻したら4日で終わる学校数になると思いますけど、5日から変わるのでしたら、個人的な意見なんですが、5日でやっていただいたら、3・3・2・2・2ですかね。そういう午前中で終わるところも増えてくると思うので、できたら、皆さんの考えにも従いますけど、可能でしたら5日での方が私は体力がないので、都合がいいです。

教育長 : 今回、十和・大正で給食も食べました。給食を食べて帰るときもあれば、午後1校ぐら い給食を食べた時は回れたらということで。

西谷委員: 窪川の給食も食べたいですね。

教育長 : 給食センターも3つありますので、来年度は窪川地区も。

森明修譜 : 場所としては、多分窪川中学校が対応可能なのかな、前にも食べさせてもらったので。

教育長 : 来年度は川口小学校が閉校になるので、1つ減ります。午前中で終わる日もあれば、給食食べて午後1校で終わるような。

教育長 : 授業参観の懇談は移動時間がある中でタイトなスケジュールだったと思いますけど、授業参観はどうでしょう。クラスの数も違うところはあるので。

西谷委員: 学校説明を15分にして、懇談を20分にしたらどうかなと。

野中委員: 結構懇談は長くなることもあるので、どちらかというと私たちも意見など、話し合いを した方が、大事なのかなと。学校説明に事前資料などもいただきますし、せっかく訪問に も行きますので、時間を大切にした方が。

西谷委員: 聞きたいことが聞けるみたいなね。だから、学校説明10分でもいい。

教育長 : 学校の今年度の状況の説明をしっかり校長から聞きたい。

西谷委員: 聞きたいですね。

横山委員: 20分では足りないという学校はないのか。

無酬 指導: そうは言われたことないです。今回も 20 分使わずに終わった学校さんも何校かあって。

教育長 : 授業参観が 30 分から 50 分、15 分、20 分のこの尺は変わらないわけですよね。

羅珊修讃: そうですね。トータルの滞在時間を変えると、また午後のスタートが遅くなる可能性がありますけど、滞在時間を増やすことはできないことはないですね。

教育長 : 実際お昼12時すぎに食べるが、子どもたちは12時半くらいですもね。

森田研修指導員: 子どもはそうです。

教育長 : 午後が始まるのは、13 時から 14 時とかくらいですので。

森田研修指導員: スタートを遅くするか。

教育長 : 午後1校は十分あると思う。後がないので。 森珊修譜 : はい、午前の分。2校の移動時間の配分を。

教育長 : そこですね。基本的には、学校説明 15 分終わりの懇談を 20 分というところの 5 分を移

動させていただいたらという意見をまた。

森田研修指導員: はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 : 他ありませんかね。授業参観についても。窪中は1時間ではなかなか見ることができな

V10

野中委員: 足りないくらいですよね。

川上教育次長: 窪中と窪小はちょっと時間が足りない。

森田酬楷賞: 結局あれ以上になると休み時間に入るので、見るものがないです。マックスの時間は1

時間。

谷口委員: 前そう言って少し時間を拡大した。

森珊修り : そうです。前どこも30分でやっていた所を広げました枠を。

教育長: 休み時間の時に懇談して、また見て、また懇談して、半日いないといけない。

西谷委員: 確かに。

教育長: まあ実際半日ぐらい、窪中にも行って周りも見ていただいたらいいのだが。

西谷委員: 休み時間は子どもの雰囲気を見て。

教育長 : 2については、5分の余裕の動かしを考えてもらえたらと思います。

ばもう少しこういう風な説明を入れてもらいたいや事前にこういう準備物がもっとあると 良いなど意見があれば、お願いします。昨年度学校要覧で今年度は冊子のものを校長先生 に準備していただいていました。その辺のことも踏まえ同じように冊子でも見ようという

という方向でいいのかも教えてください。

教育長 : 準備物的なところでご意見があればお願いします。事前に学校要覧的なものはいただい

ていたと思いますけど、学校によって色々学習面の状況や資料をつけていただいていますけど、事前に見ていただくのは学校要覧とかで学習面といっては全体のところ、また標準

学力テストの分も配布していただいておりますので。どうでしょう。

野中委員: 私としては、窪中とかは特にスライドを使ってわかりやすかったです。ああいった説明

をしてくれた方が私的には色々字を読むよりは正直分からない言語など私にはあったりするので、窪中さんがしてくれた説明とかは私的にはすごく分かりやすかったですし、先生たちにもこういった研修をしてますよってところもすごく分かりやすく伝わったなという

のはありました。

教育長 : 事前の学校要覧はいただきたいですし、当日の時間割の表1枚ペーパーぐらいは、いた

だきたい。あと、資料的なものは、さっき言われたように PTA 学校運営協議会や学校の経

営計画を説明するので、資料なくても画面で一斉に見える分でいいと思います。

野中委員: 全然いいと思います。

結局同じのを構えてくれてますもんね。

なので、私たちはそれをもっていけばいいのだが、忘れていくことあるので、助かるは助かるんですけど、結局説明をするというときに画面で構えてくれたらこっちも見ることが 短い時間で済むのかなっていうのを感じます。 教育長 : 普通は最小限にしていただき、当日用のものは当日用でという意見ですけど、ほかないですか。

森田脈指導 : はい、ありがとうございます。また来年度に向けて今年度の反省を残しておきますので、 考えて配慮していきたいと思います。

教育長: ありがとうございました。では以上で「学校訪問の総括について」を終了をしたいと思います。次に、今後の日程でございます。7月23日に高岡地教連の教育委員研修会があります。そして、8月7日に定例教育委員会を午前中、午後が人権サミットイン高吾です。9月の定例議会が3日から開会になりますので、定例教育委員会は2日になります。あと、保育所訪問も予定しています。

保育所訪問は9月 18 日から 10 月8日までの間で行いたい。保育所については、午前中になります。この予定で日程を調整したいということです。はい、それでは、ほかにございませんでしょうか。次は7月 23 日の高岡地教連の夏季研修会ですので、よろしくお願いをいたします。では、以上を持ちまして、本日の日程が全て終了いたしました。7月の定例教育委員会を閉会します。

閉会 10時55分